

吸収合併に関する事後開示書面

(会社法第801条第1項及び同法施行規則第200条に定める書面)

2021年7月1日

日本水産株式会社

2021年7月1日
日本水産株式会社
代表取締役社長執行役員 浜田 晋吾

吸収合併に関する事後開示書面

当社は、2021年4月28日付でデルマール株式会社（以下、「デルマール」といいます）との間で締結した吸収合併契約（以下「本吸収合併」といいます）に基づき、2021年7月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、デルマールを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。本吸収合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める開示すべき事項は下記のとおりです。

記

1. 本吸収合併が効力を生じた日

2021年7月1日

2. 吸収合併消滅会社における差止請求、反対株主の株式買取請求、新株予約権買取請求及び債権者の異議に関する手続きの経過

（1）差止請求

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、差止請求について該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求

当社は、吸収合併消滅会社の特別支配株主であったため会社法第785条第2項第2号括弧書により、反対株主の株式買取請求権を有しておらず、該当事項はありません。

（3）新株予約権買取請求

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

（4）債権者の異議

吸収合併消滅会社は、2021年4月30日付で官報公告を行い、知れている債権者に対し各別に催告を行いました。異議申述期間までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における差止請求、反対株主の株式買取請求及び債権者の異議に

関する手続きの経過

(1) 差止請求

本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、会社法第 796 条の 2 但書により当社の株主は本吸収合併の差止請求権を有しておらず、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

当社は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、会社法第 797 条第 1 項但書により反対株主は株式買取請求権を有しておらず、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議

当社は 2021 年 4 月 30 日付で電子公告及び官報公告を行いました。異議申述期間までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、効力発生日をもって、吸収合併消滅会社の資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日 2021 年 7 月 12 日（予定）

7. 上記に掲げる事項のほか、本吸収合併に関する重要な事項 該当事項はありません。

以上

吸収合併に係る事前開示書面

2021年4月30日

デルマール株式会社
代表取締役 三ヶ尻 昭博

当社は、日本水産株式会社を存続会社とする吸収合併の消滅会社として、会社法第78条及び会社法施行規則第182条に基づき、下記のとおり開示いたします。

1. 吸収合併契約

別紙1のとおりであります。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項

当社は新株予約権を発行しておりません。

5. 計算書類等に関する事項

最終事業年度の存続会社の計算書類等（事業報告書及び監査報告書を含む）は別紙2のとおりであります。なお、当社及び存続会社ともに、重要な後発事象は生じておりません。

6. 合併後の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併効力発生後の存続会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後の存続会社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。したがって、本合併後における債務について履行の見込みがあるものと判断いたします。

7. 事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

変更がありましたら、ただちに開示いたします。

以上

(別紙 1)

合併契約書



吸収合併契約書

日本水産株式会社（以下、「甲」という。）とデルマール株式会社（以下、「乙」という。）とは、合併に関し、次のとおり契約を締結する。

（合併の方式）

第1条 甲及び乙は合併して、甲は存続し、乙は解散するものとする。

② 甲及び乙の商号及び住所は次のとおりである。

甲（吸収合併存続会社）

商号 日本水産株式会社

住所 東京都港区西新橋一丁目3番1号

乙（吸収合併消滅会社）

商号 デルマール株式会社

住所 東京都中央区日本橋馬喰町一丁目5番6号

（効力発生日）

第2条 合併の効力発生日（以下、「効力発生日」という。）は、2021年7月1日とする。

ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

（株式等の割当て）

第3条 甲は、乙の発行済株式の全部を所有しているため、合併に際して株式の割当てその他一切の対価の交付を行わないものとする。

（資本金及び準備金の額）

第4条 甲は、合併によりその資本金の額及び準備金の額を増加しないものとする。

（権利義務の承継）

第5条 乙は、2021年3月31日現在の乙の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除した資産、負債その他の権利義務の全部を効力発生日において甲に引き継ぐ。

② 乙は、2021年4月1日から効力発生日までの間の資産及び負債の変動につき、別に計算書を作成し、その内容を明確にする。

(善管注意義務)

第6条 甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意義務をもって業務の執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議の上、これを行う。

(従業員の引継ぎ)

第7条 甲は、効力発生日をもって、乙の従業員全員を甲の従業員として引き継ぐ。

② 甲乙双方の従業員の労働条件の相違については、必要に応じて調整し、その他の事項については、甲乙協議の上決定する。

(合併条件の変更等)

第8条 本契約締結の日から効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産もしくは経営状態に重大な変動を生じたときは、甲乙協議の上、合併条件を変更し又は本契約を解除することができる。

(合併契約の効力)

第9条 本契約は、甲及び乙の適法な機関決定による承認を欠くことになったときは、その効力を失う。

(規定外条項)

第10条 本契約に定めるもののほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙協議の上、これを決定する。

以上、本契約の成立を証するため、本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が保有し、乙はその写しを保有する。

2021年4月28日

(甲) 日本水産株式会社
代表取締役社長執行役員 的埜 明世



(乙) デルマール株式会社
代表取締役

三ヶ尻 昭博





計算書類等

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

①貸借対照表

②損益計算書

③株主資本等変動計算書

④個別注記表

⑤事業報告書

⑥監査報告書 (監査役)

⑦監査報告書 (会計監査人)

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資 産 の 部)	
流 動 資 産	132,739
現 金 及 び 預 金	71
売 掛 金	47,343
商 品 及 び 製 品	35,198
仕 掛 品	3,995
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	10,562
前 渡 金	250
前 払 費 用	665
短 期 貸 付 金	27,549
未 収 入 金	6,750
そ の 他 金	376
貸 倒 引 当 金	△24
固 定 資 産	198,324
有 形 固 定 資 産	36,777
建 物	13,788
構 築 物	2,891
機 械 装 置	9,980
船 舶	1
車 輜 運 搬 具	12
工 具 器 具 備 品	696
土 地	8,831
リ ー ス 資 産	173
建 設 仮 勘 定	401
無 形 固 定 資 産	2,034
ソ フ ト ウ ェ ア	1,370
電 話 加 入 権 そ の 他	664
投 資 そ の 他 の 資 産	159,512
投 資 有 価 証 券	35,335
関 係 会 社 株 式	87,878
関 係 会 社 出 資 金	1,413
長 期 貸 付 金	13,520
破 産 更 生 債 権 等	33,168
そ の 他 金	1,233
貸 倒 引 当 金	△13,038
資 産 合 計	331,064

科 目	金 額
(負 債 の 部)	
流 動 負 債	122,141
買 掛 金	21,286
短 期 借 入 金	40,530
1年内返済予定の長期借入金	9,178
リ ー ス 債 務	100
未 払 金	2,072
未 払 法 人 税 等	1,575
未 払 事 業 所 税	74
未 払 消 費 税 等	90
未 払 費 用	13,553
前 受 金	378
預 り 金	32,074
賞 与 引 当 金	1,225
固 定 負 債	106,603
長 期 借 入 金	98,397
リ ー ス 債 務	72
退 職 給 付 引 当 金	3,832
役 員 株 式 給 付 引 当 金	50
繰 延 税 金 負 債	2,983
そ の 他	1,266
負 債 合 計	228,744
(純 資 産 の 部)	
株 主 資 本	88,836
資 本 金	30,685
資 本 剰 余 金	20,714
資 本 準 備 金	12,955
そ の 他 資 本 剰 余 金	7,758
利 益 剰 余 金	37,897
そ の 他 利 益 剰 余 金	37,897
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	675
繰 越 利 益 剰 余 金	37,221
自 己 株 式	△460
評 価 ・ 換 算 差 額 等	13,483
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	13,175
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	307
純 資 産 合 計	102,319
負 債 ・ 純 資 産 合 計	331,064

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		370,547
売上原価		296,590
売上総利益		73,957
販売費及び一般管理費		70,080
営業利益		3,876
営業外収益		
受取利息	493	
受取配当金	6,108	
為替差益	392	
その他	208	7,202
営業外費用		
支払利息	938	
関係会社貸倒引当金繰入額	335	
その他	66	1,340
経常利益		9,739
特別利益		
固定資産売却益	43	
投資有価証券売却益	1,883	
災害保険金収入	3	1,930
特別損失		
固定資産処分損	113	
投資有価証券売却損	0	
投資有価証券評価損	132	
関係会社株式評価損	99	
出資金評価損	70	416
税引前当期純利益		11,253
法人税、住民税及び事業税	2,024	
法人税等調整額	5	2,030
当期純利益		9,222

株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合 計
		資 本 準 備 金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計		
					固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	30,685	12,955	7,758	20,714	696	30,625	31,322	△459	82,263
当 期 変 動 額									
固定資産圧縮積立金の取崩					△21	21	－		－
剰 余 金 の 配 当						△2,648	△2,648		△2,648
当 期 純 利 益						9,222	9,222		9,222
自 己 株 式 の 取 得								△1	△1
自 己 株 式 の 処 分			0	0				0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当 期 変 動 額 合 計	－	－	0	0	△21	6,595	6,574	△1	6,572
当 期 末 残 高	30,685	12,955	7,758	20,714	675	37,221	37,897	△460	88,836

	評価・換算差額等			純資産 合 計
	そ の 他 有価証券 評価 差 額 金	繰 延 ヘッジ 損 益	評価・ 換 算 差額等 合 計	
当 期 首 残 高	8,347	208	8,555	90,818
当 期 変 動 額				
固定資産圧縮積立金の取崩				—
剰 余 金 の 配 当				△ 2,648
当 期 純 利 益				9,222
自 己 株 式 の 取 得				△1
自 己 株 式 の 処 分				0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,828	99	4,927	4,927
当 期 変 動 額 合 計	4,828	99	4,927	11,500
当 期 末 残 高	13,175	307	13,483	102,319

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 その他有価証券	移動平均法による原価法
時価のあるもの	決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法
自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に関わる資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。
①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。
②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（6年）による定額法により翌事業年度から費用処理しております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（6年）による定額法により当事業年度から費用処理しております。
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なります。

(4) 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく取締役等への当社株式等の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は当事業年度の損益として処理をしております。

(2) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については振当処理を適用しております。また、金利スワップ取引のうち、特例処理の対象となる取引については、当該特例処理を適用しております。

(3) 消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 追加情報

株式給付信託（BBT）について

当社は、取締役等に対する「株式給付信託（BBT）」を導入しております。詳細につきましては、連結注記表「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 5. 追加情報」に記載の通りです。

表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用による変更）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に「重要な会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

重要な会計上の見積りに関する注記

（養殖事業を行う国内関係会社への投融資評価）

(1) 計算書類に計上した金額

短期貸付金5,123百万円、関係会社株式2,847百万円、長期貸付金480百万円、破産更生債権等14,415百万円、

貸倒引当金△5,493百万円（貸借対照表合計17,373 百万円）

関係会社貸倒引当金繰入額880百万円、関係会社株式評価損99百万円

(2) 見積りの内容に関するその他の情報

関係会社については、その株式の実質価額が帳簿価額を著しく下回った場合、帳簿価額の実質価額を超過した額を評価損として計上しております。実質価額は一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成された関係会社の財務諸表における財政状態を基礎として評価しております。またそれらの関係会社に対する融資額は個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

養殖事業を行う国内関係会社は、養殖仕掛魚の評価ならびに固定資産の減損検討における回収可能価額の評価において、販売可能価額に加え、予想追加コスト、販売時予想魚体重、予想斃死率等の複数の仮定をそれらの見積りの基礎としております。そのため、翌連結会計年度において水産物市況変動、養殖成績や魚病発生等により、見積りの基礎の実際値が仮定と大幅に異なる場合、該当する関係会社の純資産が減少することとなる結果、追加の評価損や引当が発生する可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 記載金額は、各科目ごとにそれぞれ百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産	
投資有価証券	30,047百万円
関係会社株式	262百万円
計	30,310百万円
(2) 担保に係る債務	
1年内返済予定の長期借入金	1,658百万円
長期借入金	13,467百万円
計	15,125百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 69,111百万円

4. 保証債務

次の各社の借入金等について保証を行っております。

NIPPON SUISAN (U.S.A.),INC.	10,758百万円
NORDIC SEAFOOD A/S	6,472百万円
日水物流(株)	3,000百万円
EUROPACIFICO	1,450百万円
FLATFISH LTD.	1,045百万円
その他	4,288百万円
計	27,013百万円

5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	38,642百万円
長期金銭債権	46,118百万円
短期金銭債務	48,203百万円
長期金銭債務	24百万円

損益計算書に関する注記

1. 記載金額は、各科目ごとにそれぞれ百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 関係会社との取引高

売上高	31,356百万円
仕入高	175,629百万円
営業取引以外の取引による取引高	6,182百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 記載金額は、各科目ごとにそれぞれ百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	831,509株
------	----------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金損金算入限度超過額	1,139百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	3,884百万円
関係会社株式評価損	616百万円
投資有価証券評価損	1,172百万円
その他	1,665百万円
繰延税金資産 小計	8,478百万円
評価性引当額	△6,587百万円
繰延税金資産 合計	1,890百万円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	286百万円
その他有価証券評価差額金	4,587百万円
繰延税金負債 合計	4,873百万円
繰延税金資産の純額	△2,983百万円

関連当事者との取引に関する注記
子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	西南水産(株)	所有 直接 100.0%	製品の仕入	資金の貸付 ※1	10,082	破産更生債権等 ※2	8,669
子会社	日本クッカーリー(株)	所有 直接 100.0%	製品の仕入 役員の兼任	資金の貸付 ※3 製品の仕入 ※4	9,135 47,733	短期貸付金等 買掛金	9,899 4,662
子会社	(株)ハチカン	所有 直接 50.0%	製品の販売 製品の仕入 役員の兼任	資金の貸付 ※5	10,141	破産更生債権等 ※6	9,844
子会社	日水物流(株)	所有 直接 100.0%	製品の仕入	資金の貸付 ※7	8,916	短期貸付金等	7,884
子会社	日水製菓(株)	所有 直接 54.1% 間接 1.9%	製品の販売 役員の兼任	グループCMS制度 による預り金 ※8	19,824	預り金	19,965
子会社	金子産業(株)	所有 直接 100.0%	製品の販売 製品の仕入 役員の兼任	資金の貸付 ※9	6,035	短期貸付金等	5,401
子会社	弓ヶ浜水産(株)	所有 直接 100.0%	製品の仕入	資金の貸付 ※10	3,763	破産更生債権等 ※11	4,048
子会社	ニッスイ・エンジニアリング(株)	所有 直接 100.0%	設備の購入	グループCMS制度 による預り金 ※12	2,972	預り金	4,168
子会社	ファームチョイス(株)	所有 直接 100.0%	製品の販売 製品の仕入	資金の貸付 ※13	3,571	短期貸付金等	3,232
子会社	NIPPON SUISAN (U.S.A.),INC.	所有 直接 100.0%	製品の販売 製品の仕入	借入金の保証	—	保証債務	10,758
子会社	NORDIC SEAFOOD A/S	所有 間接 100.0%	製品の販売 製品の仕入	借入金の保証	—	保証債務	6,472
関連会社	(株)マルサ笹谷商店	所有 直接 20.0%	製品の仕入 役員の兼任	資金の貸付 ※14	5,232	短期貸付金	4,006

- 脚注：※1 西南水産(株)への資金の貸付については、金利を免除しており、取引金額は平均残高を記載しております。
- ※2 西南水産(株)に対する破産更生債権等については、4,624百万円の貸倒引当金を計上しており、当事業年度において472百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
- ※3 日本クッカーリー(株)への資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、取引金額は平均残高を記載しております。
- ※4 日本クッカーリー(株)からの仕入は実勢価格を勘案して決定しております。
- ※5 (株)ハチカンへの資金の貸付については、金利を免除しており、取引金額は平均残高を記載しております。
- ※6 (株)ハチカンに対する破産更生債権等については、2,959百万円の貸倒引当金を計上しており、当事業年度において161百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
- ※7 日水物流(株)への資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、取引金額は平均残高を記載しております。
- ※8 日水製菓(株)からの預り金については、市場金利を勘案して決定しており、取引金額は平均残高を記載しております。
- ※9 金子産業(株)への資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、取引金額は平均残高を記載しております。
- ※10 弓ヶ浜水産(株)への資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、取引金額は平均残高を記載しております。
- ※11 弓ヶ浜水産(株)に対する破産更生債権等については、682百万円の貸倒引当金を計上しており、当事業年度において221百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
- ※12 ニッスイ・エンジニアリング(株)からの預り金については、市場金利を勘案して決定しており、取引金額は平均残高を記載しております。
- ※13 ファームチョイス(株)への資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、取引金額は平均残高を記載しております。
- ※14 (株)マルサ笹谷商店への資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、取引金額は平均残高を記載しております。
- ※ 取引金額には消費税等を含めておらず、期末残高には消費税等を含めております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	328円72銭
1 株当たり当期純利益	29円63銭

重要な後発事象に関する注記

(連結子会社の吸収合併)

連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、4月からの緊急事態宣言に伴う自粛により、上半期の経済活動は大きく落ち込みました。下半期に入り政府による各種経済対策の効果もあり企業収益や個人消費に改善傾向が見られたものの、年末からの感染再拡大による緊急事態宣言が再び発出されるなど、未だ感染収束時期が見通せず先行き不透明な状況が続いています。

世界経済(連結対象期間1－12月)につきましても、2月下旬から新型コロナウイルスの影響が徐々に顕在化し、3月には米国や欧州各国で非常事態宣言やロックダウンが実施されたことなどにより、企業収益や個人消費が急激に落ち込みました。4月下旬より規制が一部緩和され、経済活動は段階的に再開し改善傾向が見られましたが、10月頃から欧米において感染再拡大が見られるなど依然として厳しい状況が続いています。

当社および当社グループにおきましては、外出自粛により家庭内消費が増加したことで、家庭用食品の販売は国内・海外とも堅調に推移しました。一方、外食・観光需要は急減し水産品・業務用食品の販売が減少、需要減により水産市況が悪化したことに加え、コンビニエンスストア向け商品の売上にも影響しました。また、国内外の養殖事業においても販売価格下落に加え減産もあり厳しい事業環境となりました。

このような状況下で当連結会計年度の営業成績は、売上高は6,564億91百万円（前期比335億24百万円減）、営業利益は180億79百万円（前期比47億55百万円減）、経常利益は227億50百万円（前期比30億56百万円減）、親会社株主に帰属する当期純利益は144億52百万円（前期比3億16百万円減）となりました。

当社および当社グループは、持続可能な水産資源から世界の人々を健康にすることを目指し、海洋環境への負荷を低減する養殖事業の拡大・技術革新に取り組んでいます。今後も養殖事業の高度化を進めるとともに、海外展開の加速、急速に拡大したリモートワークや健康意識の高まりなどライフスタイルの変化に対応した商品を提供してまいります。

新型コロナウイルスへの対応につきましては、「在宅勤務」「WEB会議」などを組合せ「3つの密」にならない働き方を継続するなど感染防止対策を徹底し、お取引先様や従業員の安全確保に努め、食品の生産・供給責任を果たしてまいります。

事業の概況は次のとおりであります。

①水産事業

水産事業につきましては、漁撈事業、養殖事業、加工・商事事業を営んでおります。

<当連結会計年度の概況>

水産事業では売上高は2,621億8百万円（前期比274億81百万円減）となり、営業利益は59億84百万円（前期比58億65百万円減）となりました。

漁撈事業：前期比で減収、減益

【日本】

- ・さば・いわしの漁獲は堅調に推移しましたが、ぶりなどの漁獲が低調だったことに加え、魚価も軟調に推移したことにより減収・減益となりました。

【南米】

- ・南だらの漁獲が低調だったことにより減収・減益となりました。

養殖事業：前期比で減収、減益

【日本】

- ・外出自粛により家庭内消費が増加し量販店向けの養殖魚の販売は増加しましたが、販売価格が下落したうえ、まぐろ養殖において台風による大量斃死が発生したため原価高となり減益となりました。

【南米】

- ・鮭鱒は販売価格の下落に加え、減産による販売数量減少があり減収・減益となりました。

加工・商事事業：前期比で減収、減益

【日本】

- ・鮭鱒・助子の販売数量減少に加え、鮭鱒・すりみ・ぶりの販売価格下落があり減収となりました。

【北米】

- ・すけそうだらのすりみやフィレの歩留まり低下、人件費などのコスト増があり減収・減益となりました。

【欧州】

- ・外食やクルーズ船向けの販売減が継続し減収・減益となりました。

②食品事業

食品事業につきましては、加工事業およびチルド事業を営んでおります。

<当連結会計年度の概況>

食品事業では売上高は3,300億37百万円（前期比72億7百万円減）となり、営業利益は140億

5百万円（前期比12億44百万円増）となりました。

加工事業：前期比で減収、増益

- ・国内・海外とも家庭用食品（冷凍食品・チルド商品）の販売が堅調に推移したため、苦戦する業務用食品をカバーし増益となりました。

チルド事業：前期比で減収、減益

- ・上半期は在宅勤務の増加や観光需要減少により人出が大きく減り、コンビニエンスストア向け商品の受注が減少しました。下半期はチルド弁当や調理麺の回復や経費削減効果などがありました。減収・減益となりました。

③ファイン事業

ファイン事業につきましては、医薬原料、機能性原料（注1）、機能性食品（注2）、および診断薬、検査薬などの生産・販売を行っております。

<当連結会計年度の概況>

ファイン事業では売上高は264億21百万円（前期比6億1百万円減）となり、営業利益は23億97百万円（前期比2億2百万円減）となりました。

【医薬原料、機能性原料、機能性食品】

- ・医薬原料の販売は減少しましたが、機能性原料および機能性食品の販売が堅調に推移したことにより増益となりました。

【診断薬、検査薬】

- ・診断薬機器等の販売は増加しましたが、原価率の高い商品構成となったことに加え、医薬品販売事業の売却もあり減収・減益となりました。

④物流事業

物流事業につきましては、冷蔵倉庫事業、配送事業、通関事業を営んでおります。

<当連結会計年度の概況>

物流事業では売上高は166億71百万円（前期比75百万円増）となり、営業利益は22億2百万円（前期比2億15百万円増）となりました。

- ・業務用顧客の荷動き低迷や在庫減少の傾向が続いているものの、大阪舞洲物流センター2号棟の新規稼働や経費削減効果もあり増益となりました。

（注1）サプリメントの原料や乳児用粉ミルク等に添加する素材として使用されるEPA・DHAなど。

（注2）主に通信販売している特定保健用食品「イマークS」やEPA・DHAなどのサプリメント。

事業別売上高・営業利益明細

区 分	第105期（2019年度）		第106期（2020年度）		前期比増減率	
	売上高	営業利益	売上高	営業利益	売上高	営業利益
水産事業	289,589百万円	11,850百万円	262,108百万円	5,984百万円	△9.5%	△49.5%
食品事業	337,245	12,761	330,037	14,005	△2.1	9.7
ファイン事業	27,023	2,599	26,421	2,397	△2.2	△7.8
物流事業	16,596	1,986	16,671	2,202	0.5	10.9
計	670,454	29,198	635,239	24,590	△5.3	△15.8
その他	19,561	413	21,251	734	8.6	77.7
計	690,016	29,611	656,491	25,324	△4.9	△14.5
消去又は全社	－	△6,777	－	△7,245	－	－
合計	690,016	22,834	656,491	18,079	△4.9	△20.8

(注) 1. 「売上高」は外部顧客に対する売上高を記載しております。
2. 「消去又は全社」は、各セグメントに配賦不能の営業費用であります。

(2) 対処すべき課題

中長期的には、当社および当社グループを取り巻く経営環境は、気候変動による資源アクセス確保への影響や人口増加による食料供給不足のおそれがあり、環境負荷低減への積極的な取組み・持続可能な資源の確保が重要な経営課題と認識しています。また、新型コロナウイルスに代表される社会環境に甚大なインパクトを与える事象は、消費者の生活習慣や意識に大きな変化をもたらし、「食」に対する健康意識の高まりや「食」の持つ様々な機能への期待につながると考えております。

<経営の基本方針>

経営の基本方針「水産資源の持続的利用と地球環境の保全に配慮し、水産物をはじめとした資源から、多様な価値を創造し続け、世界の人々のいきいきとした生活と希望ある未来に貢献する。」を実現するため、2016年に「CSR行動宣言」を制定しました。この方針と宣言に基づき、独自の技術を活かし、持続可能な水産資源から世界の人々に健康をお届けしてまいります。

<中期経営計画「MVIP+(プラス)2020」の総括>

このような経営環境の中で、当社および当社グループは、中期経営計画「MVIP+(プラス)2020」(2018年度～2020年度)を掲げ、持続可能な水産資源から世界の人々を健康にすることを目指し、海洋環境への負荷を低減する養殖事業の拡大・技術革新など下記戦略を展開してまいりました。

【KPI】

	2018年度実績	2019年度実績	2020年度実績	中計当初目標
売上高	7,121億円	6,900億円	6,564億円	7,560億円
営業利益	216億円	228億円	180億円	290億円
経常利益	253億円	258億円	227億円	320億円
当期純利益	153億円	147億円	144億円	220億円
ROA	3.5%	3.3%	3.2%	4.5%
(参考)ROE	10.8%	9.9%	9.0%	12.0%

※中計当初目標は中期経営計画発表時の2020年度目標値

※算出に用いた為替レート：USD 110円 EUR 135円

※ROA = {「当期純利益」 + 「支払利息」 × (1 - 実効税率)} / {(前期末「資産合計」 + 当期末「資産合計」) ÷ 2}

【主要戦略の評価】

主要戦略	評価
①持続可能な水産資源の利用と調達の推進	調達した水産物の資源状況の実態調査を定期的に行い、「2030年までにニッスイグループの調達する水産物について持続性が確認されている」状態を目指しています。現在「2019年に調達した水産物」について、2020年に調査を実施しており、2021年に発表予定です。 持続的な漁業・養殖事業の実現に向け、水産エコラベル認証の取得を進めています。漁業ではメルルーサ、養殖では鮭鱒類(トラウト、ギンザケ、アトラン)とぶりで取得しており、今後も拡大する予定です。
②資源の最大活用と製品ロスの最小化を目指し、動植物性残渣の削減や賞味期限延長などの検討	フードロス対応として賞味期限延長や動植物性残渣の削減などの検討を進めています。 商品の流過程での廃棄の抑制を図るため、2019年7月1日生産分より缶詰の賞味期限表示を「年月日」から「年月」に変更しました。また、ロングセラーのおさかなのソーセージの賞味期限を120日から150日に延長しました。
③水産資源などの素材がもつ機能を活かした、健康に寄与する医薬原料や食品の拡大	「タンパク質も選ぶ時代へ」として、質の良いタンパク質であるスケソウダラすりみにフォーカスした「速筋タンパク」を訴求した商品の開発、販売を進めています。

④ライフスタイルの変化に対応した事業への構造転換	グローバルでライフスタイルの多様な変化に対応する商品の拡大・強化を進めており、調理の手間を軽減できる「時短商品」や「キット商品」など中食市場への対応を強化し、即食・簡便で美味しい食品を提供しております。欧州では冷凍品に比べ短時間で簡便に調理可能でフレッシュ感のあるチルド品の需要が伸びており、今後も販路を拡大してまいります。 また、肥満や生活習慣病のリスク低減などの健康志向を背景とした、肉・魚を含まない食品の需要に対応したベジタル製品・代替肉製品の展開も進めております。今後は、欧州以外のエリアへの展開も検討してまいります。
⑤海外展開の加速	欧米・アジアにおいて生産拠点の拡大や出資、生産性改善投資を行いました。特に欧州ではフランス・イギリスにおいて水産物の調達・加工・販売機能を強化、ドイツ向けにチルド商品の販売もスタートしました。今後更に拡販に向けた生産機能の拡張を行っていく予定です。 医薬品原料となる高純度EPAの海外展開の準備を進めておりますが、アメリカへの輸出許可がコロナ禍の影響を受け進まなかったことにより実現に至りませんでした。実現に向けて注力してまいります。
⑥水産資源の持続可能性につながる研究開発の更なる強化	養殖事業の高度化・拡大に向けて、国内ではパナメイエビ・マサバの陸上養殖試験、岩手県大槌町においてサーモン養殖事業化試験を進めています。また、銀鮭では健康でより肉質の良い養殖魚を開発するため、親魚の育成、成長性改善を図るための選抜育種、発眼卵の生産を行う採卵センターを建設しました。 海外ではオセアニアのエビ養殖会社や欧州のサケ閉鎖循環式養殖事業への資本参加を行いました。 この他、沖合養殖の可能性模索、大型生簀の技術開発、AI・IoTを活用したより先進的な養殖生産技術を追求していきます。

⑦働き方改革や健康増進支援策などを通じた健康経営の推進	「健康経営銘柄」に2019年から3年連続で選定されました。事業の柱である魚やEPAに着目した従業員の健康づくりと休暇取得や労働時間の適正化の推進が評価されています。2021年には「30% Club Japan(サーティパーセントクラブ・ジャパン)」に加盟しました。ダイバーシティへの取り組みも本格化させていきます。
⑧コーポレート・ガバナンスの強化	取締役会は3分の1を社外取締役とし、女性取締役も1名登用しました。役員報酬については、社外取締役を委員長とする報酬委員会を設置し、中長期の業績に連動する株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」も導入しました。 また、取締役会の実効性向上と意思決定の迅速化を図るため、社内規程の改定等を実施しました。併せて、グループ・ガバナンスの体制強化を意図し、グループ各社の規程の改定・整備を実施、モニタリング強化のための体制の構築にも着手しました。

事業を通じ社会課題への取組みを強化するなど企業価値向上に努めてまいりましたが、中期経営計画最終年度である2020年度は新型コロナウイルスの影響もあり、売上高・各段階利益とも目標未達となりました。

この3年間の取組みは一定の成果を上げていますが、更なる企業価値向上に向けた取組みが必要と認識しております。

【投資・財務戦略の評価】

中期経営計画「MVIP+(プラス)2020」では株主還元について、長期的・総合的視野に立った成長投資とリスク対応力向上のバランスに配慮しつつ、配当性向を15%～20%にすることを目標に掲げており、自己資本は当中計期間の期首より318億円増の1,695億円、自己資本比率も28.6%から35.7%に改善しました。配当性向は20.5%となり目標を達成することができました。

設備投資は3年間で約900億円（うちM&A他で約100億円）を見込んでいました。海外の養殖会社への資本参加や日本での陸上養殖施設や採卵センターの建設。欧米・アジアの食品工場への投資、関西地区の物流施設の増設など、876億円の設備投資を実施しました。

＜2021年度の取組み＞

新型コロナウイルスの収束が見通せず先行き不透明で、成長戦略のKEYである海外展開のための調査が難しいなど制限が続く状況ですが、2021年度は中長期ビジョン、ビジョン実現のための戦略をしっかりと議論するとともに、2022年度からの次期中期経営計画につなげる年として体質強化に取り組めます。

体質強化は「弱点を克服するとともに強みを伸ばし再成長のための基盤固め」と位置づけ、国内養殖事業・チルド事業の早急な立て直しに加え、外出自粛や在宅勤務の増加などによるライフスタイルやニーズの変化に対応した、美味しく健康に寄与する商品をグローバルに拡大・強化してまいります。具体的には欧米での生産機能の拡張、昨年稼働した新工場を軸としたアジアへの販路拡大など海外展開をさらに進めてまいります。また、医薬品原料の海外展開の早期実現、AI・IoTなどのデジタル技術を活用した養殖事業の高度化や生産性改善に取り組んでまいります。

更に、各事業の垣根を越えた商品開発や新規事業、Eコマースなど新たな取組みを進めるとともに、これらの新しいアイデアを実現できる多様な人財が働きやすい環境作りを進めてまいります。

課題である国内養殖事業については、まぐろは人工種苗の縮小・畜養の拡大、銀鮭の育種などによる生産性向上、かんぱちは人工種苗の導入・飼料改善などコスト削減を急ぎ収益改善を図ります。チルド事業については売上減少に対応した人員調整など事業体制を見直すとともに、新規カテゴリーへの参入を図ります。

当社は、次の3つの重要課題（マテリアリティ）を定め、事業を通じて社会課題解決に取り組んでいます。

「豊かな海を守り、持続可能な水産資源の利用と調達を推進する」
「安全・安心で健康的な生活に貢献する」
「社会課題に取り組む多様な人材が活躍できる企業を目指す」

2021年度は具体的な目標を明示し事業への落とし込みを更に進めてまいります。

重点取組みテーマ	取組み内容
持続可能な水産事業の構築に向けた取組み	・水産資源の持続性を考慮した事業構築、調達 ・水産物のトレーサビリティ確保の方法検討
CO2排出量削減に向けた取組み	・CO2排出量削減に向けた具体的目標設定 ・気候変動のリスクと機会抽出・情報開示

バリューチェーン全体の人権尊重に向けた取組み	・人権尊重を推進する体制の構築、従業員の理解促進と意識向上 ・人権デューデリジェンスの実施
ダイバーシティ推進に向けた取組み	・女性活躍推進の具体的な目標設定

世界経済の正常化には時間を要すると考えられるため、リスクを一定程度織り込み2021年度の業績予想を下記のとおりとしています。なお「収益認識に関する会計基準」等を適用したことによる新基準と旧基準の差は主として売上高に見られ、2020年度売上高への影響は△416億円となります。減少要因は販売費及び一般管理費としていたリベート等の顧客に支払う対価を売上高から控除したことなどによります。

なお、新たな株主還元の方針につきましては、次期中期経営計画と合わせ検討しており、2021年度は前中期経営計画で掲げた配当性向15%～20%を継続いたします。

2021年度計画

	2020年度実績 (新基準)	2021年度計画 (新基準)	増減
売上高	6,148億円	6,420億円	271億円
営業利益	179億円	200億円	20億円
経常利益	226億円	230億円	3億円
当期純利益	143億円	150億円	6億円

(注) 2021年度の期首より「収益認識に関する会計基準」等を適用しております。

上記の2021年度計画及び2020年度実績は当該会計基準等を適用した後の金額となっております。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、総額226億13百万円を実施しました。

(4) 資金調達の状況

当社は、事業活動を円滑に行うため、コストを抑えた安定資金の調達を目指し、直接金融を含めた多様な手段の中から最適な資金調達方法を選択しています。

間接金融については、スワップ等を利用した長期固定資金と変動の短期資金のバランスを概ね1:1

を基本に、経済情勢等に応じ長期固定資金の比率を上げるなど、機動的に対応することで金利変動リスクを低減し安定資金を確保しています。調達通貨は円・米ドル・ユーロを基本に各国の事業規模に応じた調達とすることで為替リスクを軽減しています。また、当連結会計年度において新たに複数の金融機関とコミットメントラインを設定し、経済環境の急激な変化による資金調達難等の流動性リスクに備えております。

資金の効率性の側面では、国内はキャッシュ・マネジメント・システム（CMS）を活用、海外は各国の税制等を考慮のうえ、海外グループ間の資金融通等を本社で一元管理しています。なお、北米は日本同様、統括会社でCMSを導入し北米における資金を管理しています。

当連結会計年度中において、コミットメントラインの設定に伴い新型コロナウイルス対策として確保していた現金及び預金を取り崩したこと、仕入債務の増加等による運転資本の減少などにより、借入金は前期比404億31百万円減少しました。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第103期 (2017年度)	第104期 (2018年度)	第105期 (2019年度)	第106期 (2020年度)
売上高 (百万円)	677,293	712,111	690,016	656,491
営業利益 (百万円)	23,240	21,685	22,834	18,079
経常利益 (百万円)	24,583	25,358	25,807	22,750
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	17,234	15,379	14,768	14,452
1株当たり当期純利益 (円)	55.33	49.41	47.47	46.45
総資産 (百万円)	482,233	477,913	491,533	475,415
純資産 (百万円)	157,106	166,158	172,300	187,926

- (注) 1. 第103期の数値は、会計方針の変更（在外子会社等の収益及び費用の換算方法の変更）を反映した遡及適用後の数値を記載しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数にもとづき算出しております。
なお、上記の発行済株式数については自己株式を控除しております。
3. 第104期より「株式給付信託（BBT）」を導入しており、株式給付信託（BBT）が保有する当社株式は期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第104期の期首から適用しており、第103期の総資産については、当該会計基準等を遡及適用した後の数値となっております。

(6) 主要な拠点および重要な子会社の状況（2021年3月31日現在）

①当社

本社：東京都港区西新橋一丁目3番1号

営業所：本社ほか5拠点

工場：八王子総合工場ほか6拠点

研究・開発：東京イノベーションセンターほか2拠点

②子会社

会社名	本社所在地	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
日水製薬株式会社	東京都台東区	4,449百万円	56.0(1.9) %	医薬品の製造・販売
黒瀬水産株式会社	宮城県串間市	498百万円	100.0	養殖業／水産品の加工・販売
西南水産株式会社	鹿児島県大島郡	150百万円	100.0	養殖業／水産品の販売
金子産業株式会社	長崎県長崎市	90百万円	100.0	養殖業／水産品・食品の 製造・販売／冷蔵倉庫業

事業報告

会 社 名	本社所在地	資 本 金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
弓ヶ浜水産株式会社	鳥取県境港市	125百万円	100.0 %	養殖業／水産品・食品の製造・販売
共和水産株式会社	鳥取県境港市	95百万円	93.0	漁業
ファームチョイス株式会社	佐賀県伊万里市	50百万円	100.0	養魚用飼料の生産・販売／養殖魚の買付
株式会社ハチカン	青森県八戸市	100百万円	50.0	食 品 の 製 造 ・ 販 売
デルマール株式会社	東京都中央区	200百万円	100.0	食 品 の 製 造 ・ 販 売
日本クッカーリー株式会社	東京都品川区	1,450百万円	100.0	食 品 の 製 造 ・ 販 売
日水物流株式会社	東京都港区	2,000百万円	100.0	冷蔵倉庫業／貨物運送取扱業
ニッスイ・エンジニアリング株式会社	東京都港区	100百万円	100.0	建設設計業／生産技術コンサルティング業
NIPPON SUISAN AMERICA LATINA S.A.	チリ	169,513千米ドル	100.0	投資・管理・輸出入
SALMONES ANTARTICA S.A.	チリ	86,071千米ドル	100.0(100.0)	養殖業
EMDEPES (*)	チリ	165,561千米ドル	100.0(100.0)	トロール漁業
NORDIC SEAFOOD A/S	デンマーク	1,650千デンマーク クローネ	100.0(100.0)	水産品買付・輸入販売
UNISEA, INC.	米国	3,505千米ドル	100.0	水産品買付・加工販売
NIPPON SUISAN(U.S.A.),INC.	米国	23,281千米ドル	100.0	水産品買付・輸出販売
F.W.BRYCE, INC.	米国	(14,854千米ドル)	100.0(100.0)	水産品買付・輸入販売
KING & PRINCE SEAFOOD CORP.	米国	0.01米ドル	100.0(100.0)	冷凍食品の製造・販売
GORTON'S INC.	米国	10米ドル	100.0(100.0)	冷凍食品の製造・販売
CITE MARINE S.A.S.	フランス	1,775千ユーロ	100.0(100.0)	食 品 の 製 造 ・ 販 売

(注) 1. 主な連結子会社を表示いたしております。

2. 資本金に該当する金額が無い子会社については、資本金に準ずる金額として資本準備金（またはそれに準ずる金額）を資本金欄において（ ）内に表示いたしております。

3. 議決権比率の（ ）内は間接所有割合で内数であります。

(*) EMDEPESはEMPRESA DE DESARROLLO PESQUERO DE CHILE S.A.の略称です。

(7) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

事 業 区 分	主要な事業内容
水 産 事 業	漁撈事業、養殖事業、加工・商事事業
食 品 事 業	加工事業およびチルド事業
ファイン事業	医薬原料、機能性原料、機能性食品、および診断薬、医薬品の生産・販売
物 流 事 業	冷蔵倉庫事業、配送事業、通関事業
そ の 他 事 業	船舶の建造・修繕、運航、エンジニアリング等

(8) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)**①企業集団の従業員数**

事業の種類	従業員数 (名)
水産事業	3,526 [2,559]
食品事業	3,863 [5,460]
ファイン事業	456 [123]
物流事業	628 [115]
その他	704 [140]
全社 (共通)	254 [40]
合 計	9,431 [8,437]

(注) 従業員数は、就業人員であり、臨時従業員は [] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

②当社の従業員の状況

従業員数	(前期末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
1,247名	(14名増)	42.69歳	16.87年

(注) 上記のほか、臨時従業員1,237 名 (期中平均人員数) がおります。

(9) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	20,930百万円
株 式 会 社 三 菱 UFJ 銀 行	15,400
海 外 漁 業 協 力 財 団	15,125
農 林 中 央 金 庫	13,500
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	11,850
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	10,200

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2021年4月28日開催の取締役会において、当社の完全子会社であるデルマール株式会社を吸収合併することを決議し、同日付けで合併契約を締結いたしました。当該契約に基づき、当社は、2021年7月1日付けでデルマール株式会社を吸収合併いたします。

2. 会社の現況 (2021年3月31日現在)

(1) 株式の状況

①発行可能株式総数	1,000,000,000株
②発行済株式の総数	312,430,277株
③株 主 数	94,540名 (前期末比25,217名増加)
④所有者別状況	

区 分	株式の状況						計
	金融機関	証券会社	その他の 国内法人	外国法人等		個 人 その他	
				個人以外	個 人		
株 主 数 (名)	65	66	435	280	163	93,531	94,540
所有割合 (%)	39.9	2.2	10.2	23.4	0.0	24.3	100.0

⑤大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	43,556千株	14.0%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	30,611	9.8
株式会社みずほ銀行	10,650	3.4
持田製薬株式会社	8,000	2.6
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505001	4,668	1.5
中央魚類株式会社	4,140	1.3
株式会社日本カストディ銀行 (信託口5)	3,866	1.2
スタンダードチャータードホンコン リヒテンシユタイン ランデスバンク アーゲー	3,780	1.2
ジェーピーモルガンチェースバンク 385781	3,534	1.1
ジ ユ ニ パ ー	3,511	1.1

※持株比率は自己株式 (832,509株) を除いて算出しております。なお、自己株式には、株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式330,500株は含めていません。

(2) 会社役員の状況

①取締役および監査役

氏 名	地位および担当	重要な兼職の状況
的 埜 明 世	代表取締役社長執行役員（最高経営責任者（CEO））	中央魚類株式会社社外取締役
浜 田 晋 吾	代表取締役専務執行役員（最高執行責任者（COO））	
関 口 洋 一	取締役常務執行役員（ファインケミカル事業執行）	日水製菓株式会社取締役 TN FINE CHEMICALS CO.LTD.取締役会長
山 本 晋 也	取締役常務執行役員（最高財務責任者（CFO）、経営管理部門管掌）	
高 橋 誠 治	取締役常務執行役員（水産事業執行）	中部水産株式会社社外監査役
* 梅 田 浩 二	取締役執行役員（食品事業執行、生産部門管掌）	
大 木 一 夫	取 締 役	
* 永 井 幹 人	取 締 役	株式会社岡三証券グループ社外取締役（監査等委員）
* 安 田 結 子	取 締 役	株式会社村田製作所社外取締役（監査等委員）、同社社外取締役 出光興産株式会社社外取締役
濱 野 博 之	監 査 役（常 勤）	
広 瀬 史 乃	監 査 役	阿部・井窪・片山法律事務所パートナー 株式会社ジョイフル本田社外監査役
小 澤 元 秀	監 査 役	三井倉庫ホールディングス株式会社社外監査役
伊豫田 敏 也	監 査 役	神島化学工業株式会社社外監査役

(注) 1. *印は、2020年6月25日開催の第105期定時株主総会において新たに選任され、就任した取締役です。

2. 取締役 大木一夫、永井幹人、安田結子は、社外取締役です。

3. 監査役 広瀬史乃、小澤元秀、伊豫田敏也は、社外監査役です。

4. 監査役 濱野博之は、NIPPON SUISAN(U.S.A),INC.取締役副社長および当社経営企画IR部・経理部担当の執行役員の経験を持ち、企業活動全般について、適正性を判断するうえで相当程度の知見を有しています。

5. 取締役 大木一夫は、電気通信事業会社など長年にわたり代表取締役の経験を持ち、企業経営全般に関する相当程度の知見を有しています。

6. 取締役 永井幹人は、金融機関での長年の経験に加え、事業会社において代表取締役と上場会社における社外取締役として培った幅広い見識を有しています。

7. 取締役 安田結子は、人事・経営コンサルタントとして長年コンサルティング会社のマネージング・ディレクターを

務めている経験に加え、上場会社における社外取締役として培った幅広い見識を有しています。

8. 監査役 広瀬史乃は、弁護士として企業法務に精通しているうえ、上場会社の社外監査役を務めており、企業活動全般の適正性を判断する専門的知見を有しています。
9. 監査役 小澤元秀は、公認会計士として財務及び会計に精通しているうえ、上場会社を含む社外監査役等を務めた経験を持っており、企業活動全般の適正性を判断する専門的知見を有しています。
10. 監査役 伊豫田敏也は上場金融機関の常勤監査役を含め監査役として6年間もの経験を持ち、監査に関する相当程度の知見を有しています。
11. 重要な兼職の就退任について
社外取締役 安田結子は、2020年6月に株式会社村田製作所社外取締役（監査等委員）を退任し、同月同社社外取締役に就任しております。
12. 当社は、社外取締役および社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

②取締役および監査役の報酬等

ア. 取締役および監査役の個人別の報酬等

1) 基本方針

- (1)当社の「経営の基本方針」の実現を後押しする制度とする。
- (2)中長期の経営戦略を反映した制度とし、その実現のため、短期的な志向への偏重を抑制した、中長期的な企業価値向上を動機づける設計とする。
- (3)優秀な人材の維持・確保に有効なものとする。
- (4)株主や従業員をはじめとする、ステークホルダーに対する説明責任の観点から、透明性・公正性と合理性を備えた設計とするとともに、適切な決定プロセスを確保する。
- (5)役位ごとの役割や責任および成果に相応しい報酬体系とする。

2) 取締役および監査役の報酬等の決定方法

取締役の個人別の報酬等の決定方針は、独立社外取締役を委員長とし社外取締役3名および代表取締役2名で構成する任意の報酬委員会（委員長：大木一夫）で、会社のステージに見合った報酬とするべくベンチマーク集団との比較検証を踏まえ①報酬の基本方針②報酬制度③報酬水準④報酬項目の構成比率等を審議のうえ、取締役会で決定しています。

取締役の各報酬の個人別支給額は、当該制度運用の客観性および透明性の観点から、取締役会からの委任を受けた報酬委員会が決定します。

監査役の個人別の報酬等は、あらかじめ株主総会で決議された報酬等の総額の範囲内で、監査役の協議により基本報酬（固定報酬）を決定します。

3) 取締役および監査役の報酬体系と算定方法および決定プロセス

取締役（社外取締役を除く）の報酬は、「基本報酬」、「業績連動報酬」、「株式報酬」の3つの要素で構成しています。社外取締役及び監査役については、基本報酬のみとしています。

取締役の基本報酬、業績連動報酬および株式報酬の割合は、業績目標を100%達成した場合に概ね65:30:5を目安とするよう設定しています。なお、報酬割合は、株式報酬を1年あたりの報酬に換算した場合です。

取締役および監査役の退職慰労金制度は、2007年6月27日開催の第92期定時株主総会の日をもって廃止しています。

役員区分	報酬の種類	内 容	支給時期
取締役の報酬	①基本報酬	役位に応じて定めた固定報酬	毎月
	②業績連動報酬 *社外取締役は対象外	当該事業年度の配当総額または連結経常利益を基に支給総額を定め、役位に応じて配分し支給する報酬	年2回（12月・6月）に分けて支給
	③株式報酬 （非金銭報酬） *社外取締役は対象外	中期経営計画の達成度に応じ報酬総額を定め、個人別の評価に応じ当社株式を給付する報酬	中期経営計画最終事業年度終了後の一定時期に一括給付
監査役の報酬	基本報酬のみ	固定報酬	毎月

<基本報酬>

基本報酬は代表対価、監督対価、執行対価の3要素で構成し、執行対価は役位に応じ設定します。

<業績連動報酬>

業績連動報酬は、単年度の事業から生み出した付加価値の配分ととらえ、取締役（社外取締役を除く）に支給する報酬です。

業績評価指標である「連結経常利益」と株主視点を意識した「配当総額」を指標とし、「連結経常利益」の1%もしくは「配当総額」の10%いずれか少ない方を支給総額とし役位に応じ配分します。業績連動報酬の支給総額および役位別の配分率は報酬委員会で審議のうえ、取締役会で決定します。

＜株式報酬＞

非金銭報酬である株式報酬は、役員報酬と業績・株式価値との連動性を明確化し、中長期的な業績の向上と企業価値向上への意識を高めるため、取締役（社外取締役を除く）に対し2018年度に導入した業績連動型の制度で、株式給付信託の仕組みを採用しています。

中期経営計画期間である3事業年度を対象期間とし必要資金を信託に拠出のうえ、当社株式を取得します。取締役には、役位に応じて定まるポイントを以下のとおり業績達成度に応じて調整し、原則として1ポイント1株として付与します。

業績の評価指標は中期経営計画で設定した「ROA」と「連結経常利益」としており、0%～150%の範囲で達成率を定め、これに個人別評価を反映し個人毎の給付株式数を算定します。達成率および個人別評価は報酬委員会で審議のうえ、取締役会で決定します。

※達成率のイメージ

KPI\判定ランク		連結経常利益				
		S	A	B	C	D
ROA	S	150%				0%
	A					0%
	B					0%
	C					0%
	D	0%	0%	0%	0%	0%

イ. 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

役員区分	報酬の種類	報酬限度額	株主総会決議日	決議時点の役員の員数 (支給対象)
取締役	①基本報酬	年額10億円以内	2009年6月25日	7名（うち社外取締役2名）
	②業績連動報酬 *社外取締役は対象外			5名
	③株式報酬 (非金銭報酬) *社外取締役は対象外	4億5百万円 (3年合計)以内	2018年6月27日	6名
監査役	基本報酬のみ	年額2億円以内	2007年6月27日	4名（うち社外監査役3名）

ウ. 当該事業年度にかかる取締役の報酬等の決定手続き

当該事業年度にかかる取締役の報酬等は、当該事業年度の業績および中期経営計画の進捗状況等を踏まえ報酬委員会で審議のうえ、取締役会で決定しています。また、個人別支給額は、当該制度運用の客観性および透明性の観点から、取締役会からの委任を受けた、独立社外取締役を委員長とした報酬委員会が決定しています。

なお、報酬委員会委員の氏名、地位および担当、ならびに当該事業年度の報酬委員会の活動状況は以下のとおりで、すべての委員会に委員全員が出席しました。

<報酬委員会委員の氏名、地位および担当>

	氏 名	地位および担当
委員長	大木 一夫	社外取締役
委員	永井 幹人	社外取締役
委員	安田 結子	社外取締役
委員	的埜 明世	代表取締役社長執行役員（最高経営責任者（CEO））
委員	浜田 晋吾	代表取締役専務執行役員（最高執行責任者（COO））

＜当該事業年度の報酬委員会の活動状況＞

	開催日	審議の概要
第1回	2020年 4月21日	・ 2019年度業績連動報酬支給総額、配分率 ・ 現行役員報酬制度の妥当性
第2回	2020年 6月 9日	・ 基本報酬の役位別テーブル ・ 当該事業年度業績連動報酬支給方針
第3回	2020年 9月14日	・ 役員報酬制度の妥当性
第4回	2020年11月25日	・ 役員報酬制度の妥当性(前回からの継続)
第5回	2020年12月23日	・ 次年度以降の業績連動報酬（個別評価） ・ 2021年度株式報酬の取り扱い
第6回	2021年 2月24日	・ 次年度以降の業績連動報酬（前回からの継続） ・ 株式報酬における個別評価方法
第7回	2021年 3月16日	・ 報酬別割合の決定に関する方針および個人別支給額の決定方法

当該事業年度の業績連動報酬に関し、その算定の指標となる「連結経常利益」は、1.(5)財産および損益の状況の推移に、また「配当総額」算出基礎となる1株あたりの年間配当金は、2.(6)剰余金の配当等の決定に関する方針に記載の通りです。業績連動報酬支給総額および役位別配分率は、2021年5月18日に実施した報酬委員会で審議のうえ、同年5月20日に実施した取締役会で決定し、個人別支給額は取締役会からの委任を受けた報酬委員会が同日に決定しています。

また、株式報酬に関しては、その達成率の指標となる中期経営計画の最終年度である当該事業年度の「ROA」は1.(2)対処すべき課題に、「連結経常利益」は1.(5)財産および損益の状況の推移に記載の通りです。株式報酬の達成率および個人評価は同年5月18日に実施した報酬委員会で審議のうえ、同年5月20日に実施した取締役会で決定しています。個人別給付株式数は、権利確定日が同年6月25日（定時株主総会日）であることを前提として、取締役会からの委任を受けた報酬委員会が同年5月20日に決定しています。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針は、独立社外取締役を委員長とする報酬委員会が審議のうえ取締役会が決定しております。当該事業年度の個人別支給額は、取締役会の委任を受けた委員会が当該方針に基づき決定していることから、取締役会は、その内容が当該方針に沿ったものであり妥当であると判断しております。

エ. 当該事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 人員の役員の 員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬	株式報酬	
取締役(社外取締役を除く)	324	213	86(注1)	24(注2)	6 (株式報酬:7) (注3)
監査役(社外監査役を除く)	26	26	—	—	1
社外取締役(注4)	33	33	—	—	4
社外監査役	38	38	—	—	3

- (注) 1.取締役の業績連動報酬には、2021年6月支給見込額を含んでおります。
2.株式報酬は、2018～2020年度の中計達成度を50%とした見込額で、2021年7月に給付を予定しています。
2018年度、2019年度は達成度を100%とし13百万円、15百万円をそれぞれ引当金として計上していました。当年度は、過去2年間の引当額14百万円を取り崩すともに、当年度分50%に相当する額10百万円を計上しています。
3.株式報酬の支給対象員数には、2019年6月26日付で退任した取締役1名を含んでいます。
4.社外取締役報酬には、2020年6月25日付で退任した取締役1名を含んでいます。

③社外役員に関する事項

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該法人等との関係

氏名	地位	重要な兼職の状況
大木 一夫	社外取締役	
永井 幹人	社外取締役	株式会社岡三証券グループ社外取締役(監査等委員)
安田 結子	社外取締役	株式会社村田製作所社外取締役(監査等委員)、同社社外取締役 出光興産株式会社社外取締役
広瀬 史乃	社外監査役	阿部・井窪・片山法律事務所パートナー 株式会社ジョイフル本田社外監査役
小澤 元秀	社外監査役	三井倉庫ホールディングス株式会社社外監査役
伊豫田 敏也	社外監査役	神島化学工業株式会社社外監査役

- (注) 1.上記の兼職先と当社との間には重要な資本関係・取引関係はありません。
2.社外取締役 安田結子は、2020年6月に株式会社村田製作所社外取締役(監査等委員)を退任し、同月同社社外取締役に就任しております。

イ. 当事業年度における主な活動内容

区 分	氏 名	取締役会 出席回数	指名報酬 委員会 出席回数	監査役会 出席回数	主な活動内容
社外取締役	大木 一夫	19回/19回	(指名) 7回/7回 (報酬) 7回/7回	—	経営者としての豊富な知見に基づき、取締役会において大局的な見地から経営判断を行うとともに適切な監督を行っています。また、指名委員会・報酬委員会の委員長として、役員の選任や報酬に関する事項等に関し公正で透明な委員会運営を主導しています。
	永井 幹人 (注1)	16回/16回	(指名) 6回/6回 (報酬) 5回/5回	—	事業会社において代表取締役を務めるなど経営者としての豊富な経験を活かし、取締役会において大局的な見地から経営判断を行うとともに適切な監督を行っています。また指名委員会・報酬委員会では役員の選任や報酬制度について経営経験に基づく適切な助言を行っております。
	安田 結子 (注2)	15回/16回	(指名) 6回/6回 (報酬) 5回/5回	—	コーポレートガバナンスの分野における知見や上場会社における社外取締役の豊富な経験に基づき、取締役会において大局的な見地から経営判断を行うとともに適切な監督を行っています。また指名委員会・報酬委員会では役員の選任や報酬制度について専門的かつ具体的な発言を行っております。
社外監査役	広瀬 史乃	19回/19回	—	23回/23回	弁護士として企業法務およびコンプライアンス問題に精通しており、法律問題に関する専門知識と経験に基づき、取締役会や監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、独立した客観的な立場で適宜発言を行っております。
	小澤 元秀	19回/19回	—	23回/23回	公認会計士として財務および会計に関する専門的な知識を有しており、会計のエキスパートとしての豊富な経験や知見を活かし、独立した客観的な立場で適宜発言を行っております。
	伊豫田敏也	19回/19回	—	22回/23回	上場会社における常勤監査役としての経営に関する豊富な経験と幅広い知識の観点から独立した客観的な立場で経営全般の実質的かつ適切な監督を促す発言を行っております。

(注1) 社外取締役 永井幹人および(注2) 社外取締役 安田結子の両氏は2020年6月25日より社外取締役に就任しております。

ウ．責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役との間では、会社法第427条第1項の規定により、賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。

④役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、会計監査人、重要な使用人を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております（ただし、独自に役員等賠償責任保険契約を締結している当社子会社については除きます）。

当該保険契約により、被保険者が職務の執行に関し負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する損害賠償金及び訴訟費用等の損害（ただし、法令に違反することを認識しながら行った行為や犯罪行為に起因する場合等、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます）を填補することとしております。

当該保険契約の保険料は、全額を当社が負担しております。

(3) 会計監査人の状況

①名 称 EY新日本有限責任監査法人

②報酬等の額

	監査業務にもとづく報酬	非監査業務にもとづく報酬
当社の当期に係る報酬額	80百万円	-百万円
子会社の当期に係る報酬額	52百万円	-百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	132百万円	-百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査と金融商品取引法にもとづく監査の監査報酬の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できないため、上記「監査業務にもとづく報酬」の金額はこれらの合計額で記載しております。
2. 非監査業務とは、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務のことを指し、当期は発生しておりません。
3. 当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国における当該資格に相当する資格を有するもの）の監査を受けております。
4. 上記のほか、当社の海外子会社は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属するERNST & YOUNGに対して監査報酬並びに税務等関係業務の報酬として総額482百万円を支払っております。

③継続監査期

69年間

④業務を執行した公認会計士の氏名及び継続監査年数

宮川 朋弘（継続監査年数 1 年）

腰原 茂弘（継続監査年数 4 年）

小宮 正俊（継続監査年数 2 年）

⑤会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、監査項目別監査期間および監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査期間および報酬額の見積もり等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

⑥会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、監査役全員の合意によって会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断した場合には、会計監査人を解任します。

また、監査役会は、会計監査人の監査品質、独立性等の観点からその職務を適切に遂行することが困難であると判断する場合、或いは監査品質をより高めるために会計監査人の変更が適切であると判断する場合、その他必要があると判断する場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

(4) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）に関する基本方針として取締役会で決議した事項の概要は、次のとおりです。

①取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）

経営に携わる者は、当社の経営理念に基づき制定された、CSR行動宣言・倫理憲章・品質保証憲章・環境憲章を率先垂範するとともに、従業員に対して周知徹底する。

社外弁護士が参加する倫理部会は、当社グループを対象とするコンプライアンス徹底の企画・運営やコンプライアンスに関する業務上の諸課題への最終判断などを行うとともに、監査役にも同時に連絡が入る体制を敷いた内部通報制度を維持・管理し、担当役員がその活動内容を取締役会に報告する。

また、財務報告の信頼性を確保するための内部統制については、社内に専任組織を設置し、全社的な内部統制の状況を把握するとともに、重要な業務プロセスなどを文書化し、評価・改善する取り組みを連結ベースで行う体制を構築する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制（情報管理体制）

株主総会議事録、取締役会議事録、執行役員会議事録、取締役・執行役員を委員長とする各種委員会の議事録および稟議書・実施報告書等については、法令および社内諸規程に基づき適切な保存・管理を行う。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスクマネジメント体制）

各事業部門の責任者は、担当業務に関する適切なリスクマネジメントを実行し、代表取締役社長執行役員直轄の組織であるリスクマネジメント委員会は、リスクマネジメント規程に基づいて当社グループのリスクマネジメントシステムの構築とその維持・向上に努める。

コンプライアンス、環境、品質等の重要性の高いリスクについては、それぞれの担当組織を設置し、当社グループとしてのリスクマネジメントの実効性を高めるための施策を実施する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（効率的な職務執行体制）

取締役会は、原則として毎月1回以上開催され、重要事項の決定、中長期経営戦略・各年度予算の決議、取締役・執行役員の業務執行状況の監督を行う。また、執行役員を構成員とする執行役員会を原則として毎月1回以上開催し、主要な業務執行につき意思決定を行う。

業務執行については、代表取締役社長執行役員が当社グループを統治し、各取締役・執行役員は管掌・担当する部門等の執行責任を負う。

⑤当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制（グループ会社管理体制）

グループ各社の経営については、その自主性を尊重しつつ、当社が制定した子会社ガバナンス規程の遵守を求め、また、グループ会社ごとに執行役員を管理責任役員として指定し、各社取締役会への役員派遣などを通じて、当社グループのガバナンスを行うとともに、グループ各社の代表者が参加するグループ経営会議等を定期的に開催し、業務執行に関する重要事項の指示徹底と協議を行う。

代表取締役社長執行役員直轄の組織である内部監査部門は、年度計画に基づき当社グループの内部監査を実施し、その概要を定期的に取締役会へ報告する。

⑥反社会的勢力を排除するための体制

当社グループは、公共の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体からの不当な要求等を一切排除することとし、「倫理憲章」や「倫理行動基準」において、反社会的勢力との関係遮断を明文化し周知徹底している。また、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には速やかに担当部署へ報告・相談するとともに、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携して適切に対処する体制を整備している。

⑦監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会における審議、決議、報告の内容を検証し、必要に応じて取締役・執行役員から業務執行状況を聴取し、確認する体制を構築する。

内部監査部門は、当社グループの業務監査結果を監査役に報告し、監査役の求めに応じて、内部監査部門、秘書課およびその他の部署の使用人は、取締役等の指示命令を受けない立場で監査役の職務を補助する。

当社グループの役職員は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実等があるときは、直ちに自らまたは指揮命令上の所定の部門を通じて監査役に報告を行うか、監査役へも同時に連絡される当社の内部通報窓口に通報するものとし、報告をした当社グループの役職員に対して、不利益な取扱いを禁止する。

監査役がその職務の執行について費用等を請求したときは、秘書課において役員に関する規定に基づき、速やかに当該費用等を処理する。

当社の「業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要は以下のとおりです。

①コンプライアンス体制

社外弁護士が参加する倫理部会を定期的に開催し、内部通報制度の運営（社内と社外に窓口を設置）、従業員や取引先に対するコンプライアンスアンケートの実施等により、コンプライアンス課題の早期発見・是正・再発防止策を講じ、その活動内容を取締役会に報告しています。また、コンプライアンス教育や倫理憲章の読み合わせを継続して実施し、コンプライアンス意識の向上を図っています。

財務報告の信頼性を確保するための内部統制については、社内に設置の専任組織が、「内部統制評価方針」に基づき当社グループにおける内部統制の有効性を評価し、その結果を取締役会に報告しております。

②情報管理体制

取締役会議事録等の取締役の職務の執行に係る各書類については、法令および社内規程に従って適切に保存・管理しております。

③リスクマネジメント体制

「リスクマネジメント規程」を定め、リスクマネジメント委員会が主体となり、当社グループのリスクを特定して当社およびグループ会社の対応について評価し、リスクの低減とその未然防止に取り組んでおります。

④効率的な職務執行体制

取締役会規程に基づき、取締役会を当期は19回開催しました。また、執行役員会規程に基づき、執行役員会を当期は24回開催しました。

取締役会では、重要事項の意思決定を行うとともに、中長期経営戦略を策定した上で、定期的に職務の執行状況の報告を受け、その妥当性等の監督を行っています。

⑤グループ会社管理体制

当社が制定した子会社ガバナンス規程に基づき、グループ会社の重要事項について、当社での取締役会決議および執行役員会決議を行うとともに、報告事項については報告を受けております。

グループ各社ごとに執行役員を管理責任役員として指定し、当社の役員または従業員をグループ会社の取締役または監査役として派遣し、グループ会社の業務の適正の確保を図っております。また、国内外グループ経営会議を当期は計2回開催し、業務執行に関する重要事項の報告と協議を行うと共に、必要に応じ個々のグループ会社の経営と意見交換を実施しております。

当社の内部監査部門は、年度計画に基づき当社およびグループ会社の内部監査を実施し、監査結果を当社の代表取締役、取締役、監査役等に報告するとともに、その概要を定期的に取締役会へ報告しています。

⑥監査役の監査の実効性を確保する体制

当期は監査役会を23回開催し、以下の方法による各監査役の監査を通じて、当社およびグループ会社の内部統制の整備・運用状況の確認を含め、取締役の職務の執行に関する監査の実効性を確保しております。

- ア. 取締役会・執行役員会等の重要な会議への出席
- イ. 代表取締役、取締役（社外取締役含む）との定期的な意見交換
- ウ. 会計監査人および内部監査部門等との連携
- エ. 当社およびグループ会社における各事業所への往査の実施

なお、当社は、取締役・執行役員から独立した立場で監査役職務を補助する「監査役スタッフ」を設置しております。

(5) 会社の支配に関する方針

①当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の概要

上場会社である当社の株券等については、株主をはじめとする投資家による自由な取引が認められていることから、当社取締役会としては、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思により決定されるべきものであり、特定の者の大量取得行為に応じて当社株券等を売却するか否かについても、最終的には当社株主の判断に委ねられるべきものであると考えております。

その一方で、会社の取締役会の賛同を得ずに行う企業買収の中には、(i)重要な営業用資産を売却処分するなど企業価値を損なうことが明白であるもの、(ii)買収提案の内容や買収者自身につい

て十分な情報を提供しないもの、(iii)被買収会社の取締役会が買収提案を検討し代替案を株主に提供するための時間的余裕を与えないもの、(iv)買収に応じることを株主に強要する仕組みをとるもの、(v)当社グループの持続的な企業価値増大のために必要不可欠なお客様、取引先および従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係を破壊するもの、(vi)当社グループの技術と研究開発力、グローバルネットワークによる水産物のサプライチェーン、安全・安心な商品・サービスの提供など当社グループの本源的価値に鑑み不十分または不適当なもの、など当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反するものも想定されます。

当社としては、このような大量取得行為をおこなう者は当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、この不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するため、当社グループの企業価値ひいては株主の皆様の利益を確保することが必要と考えております。

②基本方針の実現に資する取組みの概要

当社では、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための取組みとして次の施策を既に実施しています。

ア．中期経営計画による企業価値向上への取組み

2018年度より、新中期経営計画「MVIP+（プラス）2020」を策定し、企業価値及び株主共同の利益の向上に努めてまいりました。その総括と次期中計に向けた取り組みは、「1. 企業集団の現況 (2)対処すべき課題」の記載をご参照下さい。

イ．コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、当社グループ全体の継続的な企業価値向上を具現化していくためにはコーポレート・ガバナンスの強化が必要であると認識しており、重要な戦略を効率的かつ迅速に決定、実行していく業務執行機能と、業務執行に対する監督機能を明確化し、経営における透明性を高めるための各種施策の実現に取り組んでおります。

③不適切な者によって当社の経営方針の決定が支配されることを防止する取組み

当社株式の大量買付行為が行われた場合には、買付者等に対して必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて当社取締役会の意見の開示など適時適切な情報開示を行い、株主の皆様の検討のための時間と情報確保に努める等、金融商品取引法、会社法及びその他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

④上記取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

上記②および③に記載の取組みは株主共同の利益を確保し、向上させるための取組みであり、上記①の基本方針に沿うものであります。これらの取組みは、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的としたものではありません。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社および当社グループの利益配分については、長期的・総合的視野に立った企業体質の強化ならびに将来成長が見込まれる分野の事業展開に備えた内部留保にも意を用いつつ、経営環境の変化に対応して当社および当社グループの連結業績に応じた株主還元を行うことを基本方針としています。

当事業年度につきましては、期末配当金を1株当たり5.5円と致しました。2020年12月7日に実施済みの中間配当金1株当たり4円とあわせまして、年間配当金は1株当たり9.5円となります。

2021 年 6 月 17 日

株 主 各 位

東京都港区西新橋一丁目 3 番 1 号
日 本 水 産 株 式 会 社
代表取締役社長執行役員 的埜 明世

「第 106 期定時株主総会招集ご通知」の一部修正について

当社「第 106 期定時株主総会招集ご通知」に一部誤りがございました。ここに深くお詫
び申し上げますとともに、本ウェブサイトをもって下記の通り修正のご連絡をさせていた
だきます。

記

【修正箇所】 (修正箇所には下線を付しております)

1. 「第 106 期定時株主総会招集ご通知」12 ページ

株主総会参考書類

第 1 号議案 取締役 8 名選任の件 候補者番号 5 山下伸也氏の略歴について

(修正前)

■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983 年 4 月 当社入社
2007 年 3 月 中央研究所長
2011 年 3 月 中央研究所長 東京イノベーションセンター 所長 兼務
2015 年 3 月 中央研究所長 東京イノベーションセンター所長 バイオ生産研究室兼務
2016 年 6 月 執行役員 中央研究所長、東京イノベーションセンター 担当
2020 年 3 月 執行役員 R&D 部門管掌 食品分析部 担当
現在に至る
(現在当社執行役員 R&D 部門管掌 食品分析部 担当)

(修正後)

■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983 年 4 月 当社入社
2007 年 3 月 中央研究所長
2011 年 3 月 中央研究所長 東京イノベーションセンター 所長 兼務
2015 年 3 月 中央研究所長 東京イノベーションセンター所長 バイオ生産研究室兼務
2016 年 6 月 執行役員 中央研究所長、東京イノベーションセンター 担当
2021 年 3 月 執行役員 R&D 部門管掌 食品分析部 担当
現在に至る
(現在当社執行役員 R&D 部門管掌 食品分析部 担当)

2. 「第 106 期定時株主総会招集ご通知」 30 ページ

事業報告

(2) 対処すべき課題＜2021 年度の取組み＞

2020 年度実績（新基準）の売上高について

（修正前）

世界経済の正常化には時間を要すると考えられるため、リスクを一定程度織り込み 2021 年度の業績予想を下記のとおりとしています。なお「収益認識に関する会計基準」等を適用したことによる新基準と旧基準の差は主として売上高に見られ、2020 年度売上高への影響は△416 億円となります。減少要因は販売費及び一般管理費としていたリベート等の顧客に支払う対価を売上高から控除したことなどによります。

なお、新たな株主還元の方針につきましては、次期中期経営計画と合わせ検討しており、2021 年度は前中期経営計画で掲げた配当性向 15%～20%を継続いたします。

2021 年度計画

	2020 年度実績 (新基準)	2021 年度計画 (新基準)	増減
売上高	6,148 億円	6,420 億円	271 億円
営業利益	179 億円	200 億円	20 億円
経常利益	226 億円	230 億円	3 億円
当期純利益	143 億円	150 億円	6 億円

（修正後）

世界経済の正常化には時間を要すると考えられるため、リスクを一定程度織り込み 2021 年度の業績予想を下記のとおりとしています。なお「収益認識に関する会計基準」等を適用したことによる新基準と旧基準の差は主として売上高に見られ、2020 年度売上高への影響は△414 億円となります。減少要因は販売費及び一般管理費としていたリベート等の顧客に支払う対価を売上高から控除したことなどによります。

なお、新たな株主還元の方針につきましては、次期中期経営計画と合わせ検討しており、2021 年度は前中期経営計画で掲げた配当性向 15%～20%を継続いたします。

2021 年度計画

	2020 年度実績 (新基準)	2021 年度計画 (新基準)	増減
売上高	<u>6,150</u> 億円	6,420 億円	<u>269</u> 億円
営業利益	179 億円	200 億円	20 億円
経常利益	226 億円	230 億円	3 億円
当期純利益	143 億円	150 億円	6 億円

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第106期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査方針・監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針・監査計画等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役及び執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」については、取締役が行ったその構築・運用の状況を監視及び検証いたしました。また、財務報告に係る内部統制については、取締役及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況に関して報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③子会社については、当社の取締役会でその経営状況を把握し、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図るとともに、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

④事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

⑤会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、「監査上の主要な検討事項」については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

④会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月18日

日本水産株式会社 監査役会

監査役（常勤）	濱	野	博	之	㊞
監査役	広	瀬	史	乃	㊞
監査役	小	澤	元	秀	㊞
監査役	伊	豫	田	敏	也 ㊞

（注）監査役 広瀬史乃、小澤元秀、伊豫田敏也は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

日本水産株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 宮川 朋 弘 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 腰 原 茂 弘 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小 宮 正 俊 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本水産株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第106期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上